



保育所は、規制改革会議の“認定こども園”へ制度統合を図るべきだとする答申を受けて閣議決定した、推進3か年計画の真っ只中に立たされています。そして利用者との直接契約、直接補助方式の導入を図るとし、保育の実施責任者である市町村を排除するものとなっています。

保育所が児童福祉施設として踏み止まるのか、あるいは保育事業の自由契約施設に組み替えられるのかの、転機にあると考えられます。

#### <第1 改正保育制度施行の実態>

これまで保育改革が進められてきましたが、現在は、保育所本体を転換する制度改革が提示されるに至っています。

そこで改めて、一連の改革が貴園の所在する市町村全域に及ぼした変化や、影響についてお尋ねします。以下、特に設問にことわりがない場合には該当するものの番号一つに○をつけてください。

#### 1. 制度改革の進行状況

##### 民間開放

##### 公立保育所の民営化

「官から民へ」の改革の中で、公立保育所の民営化が全国各地で推進されています。

1-1 貴園が所在する市町村の民営化の動向について該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 かなり移行している
- 2 一部移行している
- 3 まったく移行していない
- 4 その他 ( )

1-2 民営化保育所の経営主体について○をつけてお答えください。(複数回答可)

- 1 社会福祉法人
- 2 学校法人
- 3 株式会社、有限会社などの企業
- 4 NPO
- 5 その他 ( )

1-3 民営化の方法について、該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 公設民営方式(委託契約により公立保育所を民間が運営)
- 2 譲渡方式(民営化手法の主流で公立保育所の建物を譲渡)
- 3 民設民営方式(設置にあたり民間が新しく園舎を建設し運営)
- 4 その他 ( )

##### 企業等の参入

規制改革として保育分野でも企業等の参入がみられますが、貴園が所在する市町村の動向についてお尋ねします。

1-4 社会福祉法人以外の企業等の参入についてお答えください。

- 1 株式会社、有限会社等がすでに参入している
- 2 株式会社、有限会社等の参入の計画がある
- 3 今のところない
- 4 その他 ( )

## 2. 最低基準の改定

保育分野における規制改革として最低基準の改定、見直しが求められています。

### 2-1 調理業務の外部委託等の状況についてお尋ねします。(複数回答可)

- |   |                             |   |                     |
|---|-----------------------------|---|---------------------|
| 1 | すでに調理室での調理を外部に委託している        | 2 | 調理室での調理の外部委託を計画している |
| 3 | 給食の外部搬入を行っている               | 4 | 給食の外部搬入を計画している      |
| 5 | 今後、検討することもありうる              | 6 | 全く考えていない            |
| 7 | 自園では行っていないが同じ市町村の保育園で実施している |   |                     |
| 8 | その他 ( )                     |   |                     |

### 2-2 保育士の正規と非正規の割合についてお尋ねします。

- |   |             |              |
|---|-------------|--------------|
| 1 | 正規保育士100%   |              |
| 2 | 正規保育士90～99% | 非正規保育士10～1%  |
| 3 | 正規保育士80～89% | 非正規保育士20～11% |
| 4 | 正規保育士70～79% | 非正規保育士30～21% |
| 5 | 正規保育士60～69% | 非正規保育士40～31% |
| 6 | 正規保育士50～59% | 非正規保育士50～41% |
| 7 | 正規保育士50%未満  | 非正規保育士50%以上  |

## 3. 三位一体の改革

三位一体の改革は補助金削減・地方交付税の見直し・税源移譲を求め、保育所のありについても見直しの議論があります。

### 3-1 保育所運営費は国・都道府県・市町村の支弁義務となっていますが、三位一体改革の動きの中で、貴園の市町村における運営費・補助金を含めた全体的な保育所費用についてお尋ねします。

- |   |        |   |        |   |      |   |     |
|---|--------|---|--------|---|------|---|-----|
| 1 | 増額になった | 2 | 減額になった | 3 | 変化なし | 4 | その他 |
|---|--------|---|--------|---|------|---|-----|

### 3-2 三位一体改革で増額となったものは何ですか。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 定員の弾力化を国基準以上(4/1は15%以上 4/2～9/30は25%以上)としている |
| 2 | 保育料徴収等、保護者負担額を引き下げた                         |
| 3 | 特別補助事業及び単独の補助金がついた                          |
| 4 | その他 ( )                                     |

### 3-3 三位一体改革で減額となったものは何ですか。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 定員の弾力化を国基準以下(4/1は15%以下 4/2～9/30は25%以下 10/1以降の制限を設けている)としている |
| 2 | 保育料徴収等、保護者負担額を引き上げた   |
| 3 | 特別補助事業及び補助金が削除・廃止された  |
| 4 | その他 ( )   |

三位一体の改革において貴園が所在する市町村の保育事業に及ぼした影響についてお尋ねします。

(複数回答可)

**3-4 保育対策等促進事業(特別保育)の廃止・縮小された事業がありますか。**

- 1 一時保育促進    2 特定保育    3 乳児保育促進    4 障害児保育促進    5 保育所体験  
6 地域子育て支援センター    7 休日保育    8 夜間保育    9 送迎ステーション  
10 家庭的保育    11 認可化移行促進    12 分園推進    13 保育所体験  
14 その他 ( )

**3-5 保育対策等促進事業(特別事業)を実施していますか。(複数回答可)**

- 1 一時保育    2 特定保育    3 休日保育    4 夜間保育    5 病児・病後児保育  
6 送迎ステーション    7 家庭的保育    8 認可移行促進    9 分園促進  
10 その他 ( )

**3-6 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)対象事業を実施していますか。**

- 1 こんにちは赤ちゃん事業    2 育児支援家庭訪問事業  
3 ファミリーサポートセンター事業    4 子育て短期支援事業  
5 延長保育促進事業(以上評価1)    6 へき地保育事業  
7 家庭支援推進保育事業    8 地域における仕事と生活の調和推進事業  
9 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(以上評価2)  
10 その他 ( )

**3-7 児童環境づくり基盤整備事業を実施していますか。**

- 1 併設型民間児童館    2 子育て支援拠点事業    3 児童ふれあい交流事業

**4. 認定こども園—構造改革特区との関連**

認定こども園は包括的な次世代育成支援として、保育所・幼稚園の他に法制化しました。認定こども園の設立状況並びに構造改革特区との関連についてお尋ねします。

**4-1 貴園が所在する市町村では認定こども園が設立されましたか。**

- 1 はい(→4-2、4-3、4-4へ)    2 いいえ(→4-5へ)

**4-2 「はい」とお答えの方でそれは何か所ですか。**

- 1 1か所    2 2か所    3 3か所以上

**4-3 「はい」とお答えの方で設置主体はどこですか。(複数回答可)**

- 1 社会福祉法人    2 学校法人    3 その他の非営利法人    4 営利法人



5-5 母子家庭等の福祉が増進されるよう、特別の配慮をしている家庭と子どもはいますか。

- 1 いる (→5-6へ)                      2 いない (→5-7へ)

5-6 「いる」とお答えの場合にお尋ねします。貴園では地域の関係機関と何か連携をとっていますか。連携がある場合はその具体的内容について教えてください。

- 1 連携をとっている (具体的内容: \_\_\_\_\_ )  
2 連携は今のところっていない

5-7 障害あるいは発達障害があるために、特別の支援を必要とする家庭と子どもはいますか。

- 1 いる (→5-8へ)                      2 いない (→6へ)

5-8 「いる」とお答えの場合にお尋ねします。貴園では地域の関係機関と何か連携をとっていますか。連携がある場合はその具体的内容について教えてください。

- 1 連携をとっている (具体的内容: \_\_\_\_\_ )  
2 連携は今のところっていない

## 6. 質の向上のためのアクションプログラム

保育所保育指針が改定・告示化され、保育の質の向上が期待されています。平成20年2月には「新待機児童ゼロ作戦」がとりまとめられ、国では保育所保育の質向上のためのアクションプログラム(平成20年度から24年度)を策定しました。地方公共団体においては、これを踏まえたアクションプログラム(期間については独自に設定)を策定することが求められています。保育実践の改善・向上についてお尋ねします。

6-1 貴園が所在する都道府県及び市町村では、保育の特性を生かした保育実践の改善・向上への都道府県及び市町村による具体的取組みについて以下の施策が行われていますか。行われているものに○を付けてください。(複数回答可)

- 1 保育士及び保育園の自己評価の推進                      2 保育所の第三者評価の推進  
3 保育実践上の課題に関する調査研究への支援            4 保育に関わる研究の推進  
5 保育に関わる研究成果の活用                              6 情報技術の活用による業務の効率化への支援  
7 地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、などと保育所との連携・協力のための支援  
8 その他 ( \_\_\_\_\_ )

## 6-2 健康と安全

保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となることへの、都道府県及び市町村による具体的取組みについて該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 保健・衛生のガイドライン作成                      2 保育所における看護師等の確保の取り組みや支援  
3 被虐待児童の保育の充実のための保育所と地域の関係機関等との連携への支援  
4 障害児保育の充実のための保育所と地域の関係機関等との連携への支援  
5 家族支援を要する子どもの保育の充実のための保育所と地域の関係機関等との連携への支援  
6 その他特別の支援を要する子どもの保育の充実のための保育所と地域の関係機関等との連携への支援

- 7 要保護児童対策地域協議会と保育所の連携及び協力への支援
- 8 母子保健連絡協議会と保育所の連携及び協力への支援
- 9 その他の地域の関係機関等と保育所の連携及び協力への支援
- 10 その他 ( )

### 6-3 資質・専門性の向上

アクションプログラムでは、保育士等の資質・専門性の向上のための具体的取組みが求められています。貴園のある市町村での施策について該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- |                                  |                  |
|----------------------------------|------------------|
| 1 施設長の役割の明確化                     | 2 保育士等の研修実施      |
| 3 保育所等による保育士等の研修実施への支援           |                  |
| 4 保育士等の研修充実のための研修内容見直し           | 5 保育士等のための研修の体系化 |
| 6 保育士等のための研修体系の見直し               |                  |
| 7 外部の専門家と保育所の日常的関係をつくるための体制整備や調整 |                  |
| 8 その他 ( )                        |                  |

### <第2 保育所の運営管理実態>

貴園が保育所の改革に必要とされた改修作業への取り組み、また新たに従事すべきだとされた子育て支援の活動パターン、そして現在保育所保育指針がアクションプログラムとして改定その他機関、施設との連携・協働などについてお尋ねします。

### 7. 制度改正への対応

次々と実施されてきた保育所を取り巻く諸制度の変更に続き、今年も保育所保育指針の改定や保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定などが進んでいます。このような制度変更に対応するために貴園に必要とされた、改修作業への取り組みについてお伺います。

#### 契約への移行について

利用者側に立った保育制度をめざすとして、平成9年児童福祉法が改正され10年が経ちましたが、地元市町村における制度としての定着状況についてお尋ねします。

#### 7-1 保育所の選択的利用

貴園の所在する市町村では、保育所を選択して利用できていますか。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1 選択して利用できている   | 2 利用は半分に止まっている |
| 3 選択することができていない | 4 その他 ( )      |

#### 7-2 入所申し込みの代行

貴園の所在する市町村では、保育所が入所申し込み手続きの代行をすることが活用されていますか。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1 代行は十分活用されている  | 2 活用は半分ほどにとどまっている |
| 3 活用することができていない |                   |

### 7-3 保護者への情報提供

貴園の所在する市町村では、選択して利用するのに必要な情報提供はされていますか。

- 1 必要な情報は十分提供されている
- 2 提供は半分程度にとどまっている
- 3 提供することができていない

## 8. 次世代育成支援の施策的対応

### 子育て支援事業の実体化

次世代育成支援対策法の成立にともない、児童福祉法に子育て支援事業が法定化され、また認定こども園法は子育て支援事業を資格要件としました。子育て支援事業の具体的展開についてお尋ねします。

#### 8-1 児童福祉法ならびに認定こども園法に基づく子育て支援事業の貴園における実施状況について、該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 乳幼児健康支援一時預かり事業(産褥期ヘルパー、出産後の疾病等により保育が困難な家庭に対する保育・家事並びに養育に関する相談援助)
- 2 乳幼児健康支援一時預かり事業(訪問型一時保育、保護者の疾病等により保育が困難な家庭に対しその家庭において保育を行う)
- 3 家庭訪問支援事業(養育上の不安を持つ保護者に対し、その家庭・他の場所において保育・養育に関する相談又は必要な援助を行う)
- 4 乳幼児健康支援一時預かり事業(病児・病後児保育、病中・病後児の子どもを家庭又は保育士・看護師その他の物の居宅又は保育所・病院等施設で保育を行う)
- 5 家庭的保育事業(保護者の労働等の理由により保育が困難な家庭に対し、市町村の委託を受けて設備を備えた保育士・看護師の居宅で保育を行う)
- 6 一時保育事業(保護者の疾病等の理由により保育が困難な家庭に対し、市町村の委託を受けて設備を備えた保育所で保育を行う)
- 7 特定保育事業(保護者の労働等の理由により1ヶ月に相当程度保育が困難な家庭に対し、設備を備えた保育所で保育を行う)
- 8 ファミリーサポートセンター事業(保育等の援助を希望する保護者との連絡・調整、講習その他の必要な援助を行う)
- 9 集いの広場事業(子育て家庭の交流の場を開設し、子育て家庭への情報提供・相談・援助を行う)
- 10 地域子育て支援センター事業(保育所等の施設において必要な職員を配置し、子育て家庭への情報提供・相談・援助又は子どもの養育支援に係わる団体を支援その他必要な援助を行う)

#### 8-2 認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況についてお尋ねします。(複数回答可)

- 1 地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業
- 2 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業
- 3 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業



9-6 現状において個々の職員の研修は十分に行われていますか。

- 1 行われている(→9-8へ)      2 十分ではないが行われている(→9-8へ)  
3 行われていない(→9-7へ)      4 その他( ) (→9-8へ)

9-7 上記設問の3にお答えいただいた保育所にお聞きいたします。研修が十分に行われていない要因についてお尋ねします。(複数回答可)

- 1 補助金等の減額による研修費の削減      2 職員配置に支障を来すため  
3 研修が必要ないため      4 研修の時間がとれないため  
5 その他( )

#### <所長資格>

9-8 保育所の質の向上のためのアクションプログラムでは所長資格の明確化について触れられています。所長資格についてどのようにお考えですか。

- 1 保育所長資格の国家資格化は必要である      2 現状の諸資格で十分である  
3 その他( )

#### <小学校との連携>

9-9 小学校との連携では貴園ではどのような取り組みが行われていますか。(複数回答可)

- 1 園児と小学生の交流      2 犯罪情報や不審者情報などの交換  
3 小学校と保育所との共通指導項目の作成      4 感染症情報の交換  
5 職員交流      6 卒園児童の問題についての検討  
7 小学校との協同研修      8 行われていない  
9 その他( )

#### <地域子育て支援センターなどとの連携>

9-10 貴園が現在連携を図っている関係機関についてお尋ねします。(複数回答可)

- 1 児童相談所      2 福祉事務所      3 保健センター      4 療育センター  
5 小学校      6 児童委員      7 つどいの広場      8 児童館  
9 家庭的保育(保育ママ)      10 ベビーシッター事業      11 ファミリーサポートセンター事業  
12 関連NPO法人      13 学童クラブ      14 地域子育て支援センター  
15 関係機関との連携は図っていない  
16 その他( )

9-11 貴園が現在連携を図って行きたいと考えている関係機関についてお尋ねします。

(複数回答可)

- 1 児童相談所      2 福祉事務所      3 保健センター      4 療育センター  
5 小学校      6 児童委員      7 つどいの広場      8 児童館  
9 家庭的保育(保育ママ)      10 ベビーシッター事業      11 ファミリーサポートセンター事業

